

事業主の皆様へ

長崎労働基準監督署

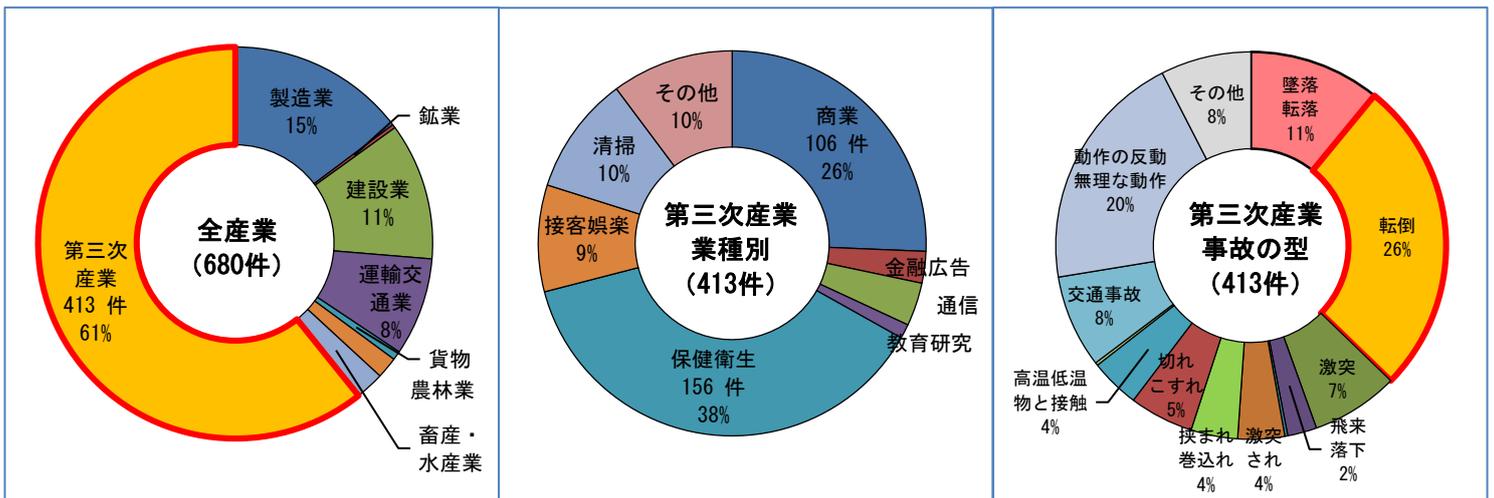
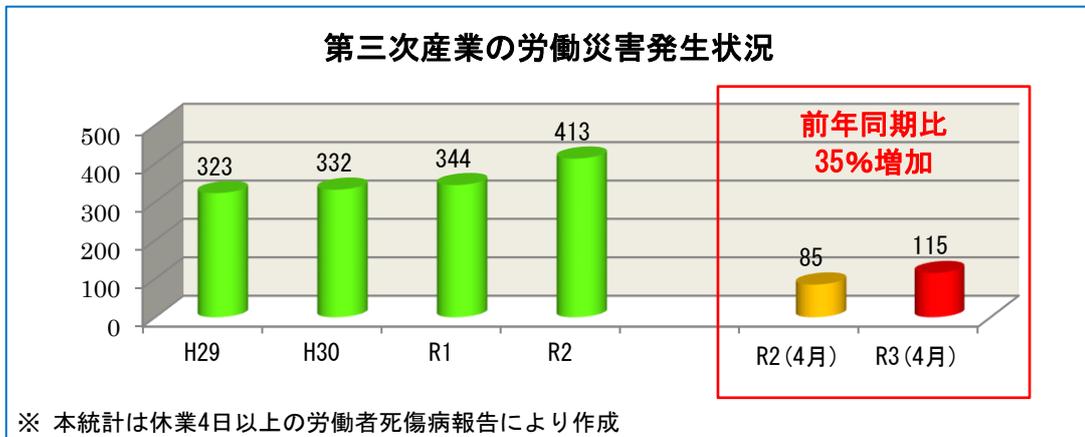
第三次産業における労働災害防止への協力のお願い

平素は労働災害の防止にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年の長崎労働基準監督署管内の労働災害による死亡者数は6人と前年(2人)より増加し、休業4日以上之死傷者数についても680人と(前年598人)大幅に増加しています。

業種別では、第三次産業における労働災害が413件と全体の6割を占め、中でも保健衛生業及び商業において多くの労働災害が発生しています。また、令和3年についても4月末時点で前年同期比+35%と増加しています。

つきましては、本リーフレットを参考にして頂き、施設内の定期的なパトロールの実施などの自主的な安全衛生活動への取り組みを一層強化していただくとともに、労使が一体となって職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図って頂きますようお願い致します。



保健衛生業

保健衛生業における休業4日以上の死傷災害は年々増加しており、令和2年は156人と前年比26%の増加となっています。

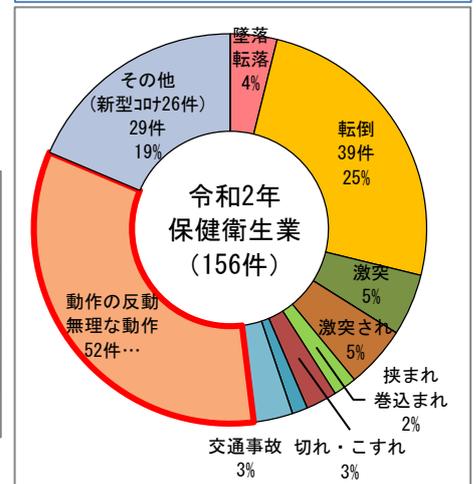
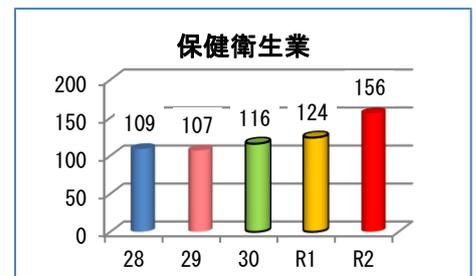
業種別では、医療保健業において73人（前年37人）、福祉施設83人（前年86人）となっており、医療保健業においては前年の約2倍に増加しています。

「事故の型」では、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が33%と最も多く、次に「転倒」災害が25%、「その他（新型コロナウイルス感染症を含む）」が29人（19%）となっています。

「動作の反動・無理な動作」では年代による発症の差は殆どなく、多くの事例で介助や生活支援での無理な動作が関係しており、年代に関係なく身体への作業負荷の軽減対策をどのように進めてゆくかが重要と考えます。



「転倒」災害については50歳以上での発生が77%と多く、高い年代での発生が顕著です。

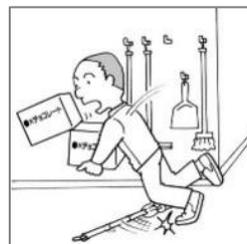


商業

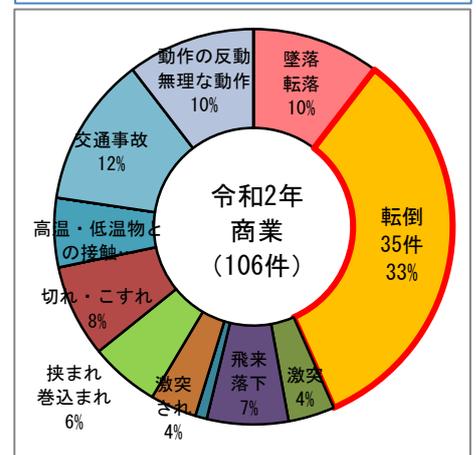
商業における休業4日以上の死傷災害は増加傾向にあります。

事故の型では「転倒」災害が33%と最も多く、次に「交通事故」12%、「墜落・転落」及び「動作の反動・無理な動作」がそれぞれ10%となっています。

転倒災害の7割が50歳以上であり、転倒災害の6割以上で休業が1か月以上となっています。このため、売り場だけでなく、バックヤード、従業員用の通路についても整理・整頓により通路の確保を行い、床の凹凸や段差の解消、滑り止め対策、階段等への手すりの取り付け、照明の確保についても取り組みをお願いします。



また、年代別では60歳以上の災害が44%と最も多く、働く高齢者の特性に配慮した職場環境の改善が求められます。



転倒災害の防止

転倒災害はあらゆる業種で多発している災害です。

また、業務時間中に限らず、会社敷地内の通勤行為中の転倒（業務災害として取り扱われます）も散見されるため、出入口、屋外通路、駐車場についても照明設備を設けて照度を確保のほか、ながらスマホの禁止、かかとのある履物の使用についても指導をお願いします。

STOP! 転倒災害

3つの転倒予防

- 作業場所の整理整頓
- 作業場所の清掃
- 毎日の運動

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%。転倒による死亡者の約6割は休業1か月以上のケガです！

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さんの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り、つまづき、踏み外し

厚生労働省 STOP! 転倒災害

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか？	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや油、粉塵などは放置せず、その都度取り除いていますか？	<input type="checkbox"/>
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか？	<input type="checkbox"/>
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか？	<input type="checkbox"/>
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？	<input type="checkbox"/>
6 危険のある箇所や回りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか？	<input type="checkbox"/>
7 ボットに手を入れたまま歩くことを禁止していませんか？	<input type="checkbox"/>
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか？	<input type="checkbox"/>
9 転倒を予防するための教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？
危険のあるポイントが改善されたら、もっと労働環境がよくなってきます。安全な職場づくりには、従業員一人ひとりの意識が大切です。安全な職場づくりには、従業員一人ひとりの意識が大切です。

【主な安全活動の概要】

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4S活動＝災害の原因を取り除く

「4 S 活動」とは

- 整理** 必要な物と不要な物を分けて不要な物を処分すること
- 整頓** 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、安全な状態で配置すること
- 清掃** 身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと
- 清潔** 整理・整頓・清掃を繰り返し、労働衛生面を確保し、快適な職場環境を維持すること

- ◆ 4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。また、荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は災害の危険が高くなります。

③ KY活動＝潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。



④ 危険の「見える化」＝危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右図のようなステッカーなどを貼りつけることで注意喚起します。

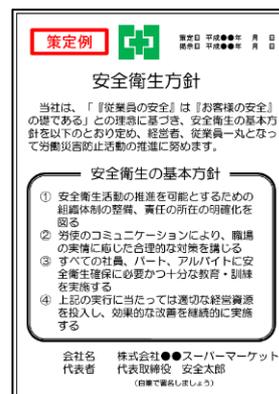


⑤ 安全推進者の配置（安全推進者の配置等に係るガイドライン）

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者（＝安全推進者）を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

<安全推進者の活動内容（例）>

- ・ 職場内の整理整頓（4S活動）の推進
- ・ 床の凹凸面の解消など危険箇所の改善
- ・ 刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備
- ・ 朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発



チェックリスト

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。

チェック項目		☑
1	全施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	施設の業務について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	各施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
5	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
6	施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
7	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	作業マニュアルを施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
9	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
10	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
11	転倒等の危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
12	施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施していますか。	<input type="checkbox"/>
13	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
14	転倒防止に有効な靴、介護機器・用具等の導入・使用の推進などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
15	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
16	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>

参考資料の紹介

以下の資料はインターネットより入手可能です。

小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害を防止しよう！

労働災害を減少させた好事例の紹介

小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害が減少しない中、精神的に労働災害防止に取り組み、労働災害を減少させた企業・法人があります。これらの企業・法人を好事例として紹介します。

厚生労働省 労働安全衛生総合研究所

職場の危険の見える化 (小売業、飲食業、社会福祉施設) 実践マニュアル

本マニュアルは、「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルです。

厚生労働省 中央労働災害防止協会

エイジフレンドリーガイドライン (四年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「四年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者が増えています。65歳以上の雇用者は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業は増加するペースが顕著です。

こうした中、労働災害による死者では65歳以上の労働者が全体の26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、年齢別には65歳未満の労働者に比べて高く、中でも、転倒災害、腰痛・転倒災害の発生率は年齢別に比べて高く、女性で顕著です。

<年齢別・性別の労働災害発生率 2018年>

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べて労働災害の発生リスクが、社会性、体力に乏しい人や仕事に慣れていない人、生活のすべての働く人の労働災害防止を関心するためにも、職場環境改善の取組が重要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署